

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 24 年 4 月 10 日
【発行者名】	ケネディクス・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 田中 晃
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号
【事務連絡者氏名】	ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社 取締役財務企画部門長 中尾 彰宏
【電話番号】	03-3519-2623
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資証券 に係る投資法人の名称】	ケネディクス・レジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資証券 の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 13,695,000,000 円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 441,000,000 円
	(注 1) 発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。ただし、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は、上記の金額とは異なります。
	(注 2) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本投資法人は、平成 24 年 3 月 23 日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成 24 年 4 月 10 日開催の本投資法人役員会において、一般募集における発行価格の決定に先立ち、発行価格の仮条件を決定しましたので、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しについて当該仮条件の決定に関連する事項を訂正するため、また「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4 手数料及び税金 (5) 課税上の取扱い」の記載内容の一部を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所及び訂正事項】

第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(14) 手取金の使途

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売出価額の総額

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

② 投資法人の税務

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

b. 不動産取得税

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

14,938,000,000 円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

13,695,000,000 円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(15) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2) 発行価格の決定に先立って、平成24年4月10日(火)に発行価格の仮条件を提示する予定です。当該仮条件は、本投資法人が取得を予定している資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 発行価格の仮条件は、190,000円以上192,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が取得を予定している資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

(後略)

(14)【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金（14,938,000,000円）については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している資産の取得資金に充当します。一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限（462,000,000円）については、本投資法人が当該取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当します。

(注) 上記の手取金は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金（13,695,000,000円）については、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している資産の取得資金に充当します。一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限（423,000,000円）については、本投資法人が当該取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当します。

(注) 上記の手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

462,000,000 円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

441,000,000 円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

② 投資法人の税務

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

b. 不動産取得税

<訂正前>

不動産を取得した際には、不動産取得税が課税標準額に対して原則 4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成 24年 3 月 31 日までは 3%とされています。

(後略)

<訂正後>

不動産を取得した際には、不動産取得税が課税標準額に対して原則 4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成 27年 3 月 31 日までは 3%とされています。

(後略)